

# 板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和3年12月7日（火）午前10時48分開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
  - (1) 議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (2) 議案第37号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (3) 議案第38号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (4) 議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
4. 閉 会

---

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間	清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭		委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也		委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一		委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫		委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市		委員

○欠席委員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
赤坂文弘	教育長
根岸光男	総務課長
峯崎浩	企画財政課長
荻野剛史	税務課長
川田亨	住民環境課長
小野寺雅明	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
伊藤良昭	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
丸山英幸	会計管理者兼 会計課長
多田孝	教育委員会 教務局長
伊藤良昭	農業委員会 農務局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

小林桂樹	事務局長
小野田裕之	庶務議事係長
伊藤泰年	行政庶務係長兼 議事事務局書記

開 会 (午前10時48分)

○開会の宣告

○小林桂樹事務局長 ただいまから予算決算常任委員会を開会させていただきます。

---

○委員長挨拶

○小林桂樹事務局長 開会に当たりまして、亀井委員長より挨拶をお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 先ほど本会議におきまして本委員会へ付託されました、補正予算関係4議案について審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくをお願いいたします。

なお、各委員からの質疑は、慣例により行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○小林桂樹事務局長 それでは、次に3の審査事項になりますが、ここからは亀井委員長の進行にてお願いいたします。

---

○議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第9号)について

議案第37号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第38号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○亀井伝吉委員長 それでは、本委員会に付託されました議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第9号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

峯崎企画財政課長。

○峯崎 浩企画財政課長 それでは、議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第9号)についてご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ総額に4億8,519万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,041万6,000円とするものでございます。また、債務負担行為の追加補正を併せて行うものでございます。

2ページ、3ページにつきましては、提案理由のとおりでございますので、省略させていただきます。

4ページを御覧いただきたいと思います。4ページ、第2表、債務負担行為補正でございますが、追加としまして、事項、期間、限度額ということで述べていきたいと思っております。板倉町役場庁舎特定建築物環境衛生管理業務委託料、令和4年度、限度額として80万円。一般廃棄物収集運搬業務委託料、令和4年度としまして、4,000万円。資源物収集運搬業務委託料、令和4年度としまして、3,800万円。中央公民館有人警備業務委託料としまして、令和4年度、225万9,000円。中央公民館自動扉保守管理業務委託料としまして、令和4年度、14万7,000円。公共施設AEDの賃借料としまして、令和4年度から令和8年度まで、300万円。中央公民館昇降機保守点検業務委託料としまして、令和4年度から令和8年度まで、343万2,000円。わたらせ自然館警備業務委託料としまして、令和4年度から令和8年度まで、140万円。わたらせ自然館自動扉保守管理業務委託料、令和4年度から令和6年度までということで、22万5,000円。合計しまして、8,926万3,000円の補正となっております。

以上の業務につきましては、令和4年4月1日から業務が発生するものでございまして、事前に契約決定する必要があるものについて、債務負担行為を取らせていただいたものとなっているものでございます。

続きまして、5ページ、6ページは事項別明細でございまして、2ページ、3ページと同様の内容でございまして、省略させていただきたいと思っております。

7ページを御覧いただきたいと思います。歳入の詳細となります。まず、第1款町税、第1項の町民税、1目個人の町民税でございまして、2,922万6,000円の追加、調定増のためということで補正いたしております。

続きまして、第2項の固定資産税でございまして、同じく調定増のため7,941万1,000円の追加となっております。

続きまして、14款使用料及び手数料、1項の使用料でございまして、3目商工使用料でございまして、揚舟の乗船料、こちらが事業未実施のため80万円の減額。

5目の教育使用料、プール使用料としまして、事業未実施のためということで1万6,000円の減額となっております。

続いて、8ページになります。15款国庫支出金、第1項の国庫負担金でございまして、1目の民生費国庫負担金でございまして、障害者自立支援給付負担金1,000万円の追加。サービス利用の増加のためということで、1,000万円の追加となっております。

続きまして、国民健康保険基盤安定負担金、国庫負担額の変更、変動のため、70万2,000円の追加となっております。

続きまして、同じく国庫支出金の第2項国庫補助金でございまして、2目の民生費国庫補助金、2節の児童福祉費補助金でございまして、上段、子ども・子育て支援事業費補助金154万円の追加ということで、こちらについては令和4年6月からの児童手当制度改正に伴うシステムの改修費ということになっております。

続けて、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金8,470万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金ということで140万7,000円。こちらは、事業等が、コロナ感染対策の関係で、子育て世帯への臨時交付金、1人当たり5万円、事業費としては5万円、さらにその事務費ということで追加になっているものでございます。

続いて、3目の衛生費国庫補助金でございまして、1節保健衛生費の補助金でございまして、感染症予防事業等国庫補助金ということで163万3,000円の追加。国のシステム改修等に合わせてシステムを改修するための費用ということで、補助のほうが増加となっております。

第16款の県の支出金になります。1項県の負担金でございまして、1目民生費負担金、障害者福祉費負担金ということで、障害者自立支援給付費負担金500万円の追加となっております。こちらは、サービス利用者の増加ということになっております。

続いて、9ページに移ります。同じく4節になりますが、保健基盤安定負担金ということで、国民健康保険基盤安定負担金645万7,000円の追加、後期高齢者医療保険基盤安定負担金61万9,000円の減額となっております。国庫負担額の変更に伴う県の負担額の変更に伴うものとなっております。

続きまして、同じく県支出金の第2項県補助金でございまして、4目農林水産業費県補助金ということで、強い農業・担い手づくり総合支援交付金300万円の減額、はばたけぐんまの担い手支援事業費補助金667万1,000円の追加、「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業費補助金344万9,000円の減額ということで、こちら

は実際の申請に伴う対象事業費の増減ということになっております。

第18款になります。寄附金でございます。一般寄附金、指定寄附金、それぞれあります。ふるさと納税ということで、一般寄附金につきましては326万4,000円、指定寄付金につきましては319万円、こちらの追加となっております。こちらについては、4月から10月までの実績により、下期の予想を追加したものとなっているところでございます。

続いて、10ページをお願いいたしたいと思います。10ページ、繰入金でございます。1項の特別会計繰入金、1目後期高齢者医療特別会計繰入金191万5,000円追加となっております。後期高齢者医療特別会計の補正に伴う増額となっているところでございます。

同じく繰入金、第2項の基金繰入金、財政調整基金の繰入金でございますが、1億760万9,000円の減額ということで、歳入のほうの増加に伴いまして、財政調整基金の繰入金を減額しているものでございます。

第20款繰越金、第1項の繰越金、前年度の繰越金ということで3億5,500万円の追加となっております。前年度の繰越しの剰余金2分の1を積み立てた後の残り計上の繰越金ということになっております。

歳入、第21款諸収入になります。雑入としまして、3目の雑入、一般コミュニティ支援事業助成金、こちらにつきましては230万円、こちらは11区の事業が採択になったということで、歳入となっているものでございます。後期高齢者医療給付費負担金返還金842万3,000円、町民教養講座入場料15万円の減額ということになっております。こちらは、町民教養講座のほうは授業の中止に伴うもの、後期高齢者関係の返還金につきましては、前年度負担金額の確定に伴う追加増ということになっております。

以上、歳入の説明となります。

続いては、12ページ、歳出の詳細に移りたいと思いますが、説明が長くなりますので、職員人件費等の説明のほうは省略のほうをさせていただきたいと思っております。

12ページになります。歳出になりますが、第2款の総務費、第1項の総務管理費でございますが、3財政管理費、ふるさと納税事業ということで245万円の追加、こちらはふるさと納税の増加に伴い、返礼品費用の増加となっております。

6目の企画費、国際交流事業10万円の減額、東洋大学との連携事業10万円の減額ということで、事業のほうが実施いたしておりません。実施できませんので、両方とも減額ということになっております。

10目の自治振興費でございます。コミュニティ助成事業ということで230万円の追加、こちらは先ほど言いましたが、11区の机と椅子の購入費用ということになっております。

13目交通対策費でございますが、無料コミュニティバス運行費、こちらは9万2,000円の追加、燃料費の高騰による増加となっているところでございます。

続いて、13ページになります。第2款総務費、同じく総務費でございます。15目の基金費、基金管理ということで3億5,500万円の追加。財政調整基金への積立金ということで、前年度決算確定によりまして、剰余金の半分の額を積み立てるとということで3億5,500万円の積立ととなっております。

16目感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対応移住支援事業ということで70万円の減額。1段空けまして、避難所感染予防対策事業、旧北・南小学校の整備工事費130万円の減額ということで、この金額、合わせて減額したものを200万円ということで、避難所感染予防対策事業、仮設トイレの購入費ということで、事業費の組替えのほうを行っているものでございます。

続いて、第2項総務費の第2項、徴税費、税務総務費になります。こちらは人件費ですので、省略させていただきます。

14ページになります。第3款民生費、第1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費でございます。地域福祉活動推進事業、福祉まつりが、事業未実施によるということで35万円の減額となっております。また、国民健康保険特別会計の繰出金ということで1,097万2,000円の追加となっております。

3目の障害者福祉費でございますが、障害者自立支援事業ということで763万3,000円、障害介護給付費ということで3,154万6,000円。続いて、15ページにまたがりませんが、障害児給付費ということで382万2,000円の追加となっております。前年度負担金の確定に伴う、返還のための増額という内容となっております。

続いて、5目の後期高齢者医療費でございますが、後期高齢者医療事業特別会計繰出金ということで82万4,000円の減額ということで、特別会計補正に係る減額という内容となっているものでございます。

続きまして、民生費、2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費ですが、児童手当支給事業ということで154万円の追加ということになっております。こちらは電算委託料として、令和4年6月からの制度改正に伴うシステム改修費ということで追加となっているものでございます。

続いて、16ページを開けていただきたいと思っております。同じく児童福祉費の児童福祉総務費でございますが、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業ということで8,610万7,000円の追加となっております。コロナ対策のための子育て世帯への臨時交付金事業費、1人当たり5万円の給付、事務費はそれに伴うものということになっております。

続いて、第4款衛生費になります。第1項保健衛生費でございます。2目の予防費でございます。健康増進事業ということで379万5,000円、こちらは国の様式変更に伴うシステム改修費ということになっております。

保健センター費でございますが、保健センターの管理運営事業、電話料4万8,000円の追加、ワクチンの問合せ関係の電話の増加による追加の補正ということになっております。

続いて、労働費、第1項の労働諸費、1目労働諸費になりますが、労働者育成事業ということで10万3,000円、これは減額となっております。事業を実際にやっていなかったということで、補助金の減ということになっております。

続いて、6款の農林水産業費、1項の農業費でございます。3目農業振興費でございますが、担い手育成・就農支援事業77万8,000円の減額、内容的には、はばたけぐんま担い手支援事業補助金が667万1,000円の追加となっております。「野菜王国・ぐんま」総合対策事業補助金、それと施設園芸振興対策支援事業補助金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、こちらは農家の実際の申請に合わせた増減となっているものでございます。

続きまして、6目の農村環境整備費でございます。ぐんま緑の県民基金事業30万円の減額ということで、5年生の子ども会の自然体験スクール、こちらを実施していなかったということで、補助金の減となっているものでございます。

続いて、18ページになります。第7款商工費でございます。1項の商工費、2目商工業振興費でございますが、板倉まつり運営補助事業ということで、事業未実施によりまして450万円の減額。4目の観光費としまして、揚舟運航事業、さらにその下の揚舟運航事業の会計年度任用職員経費ということで67万4,000円、

それと228万円の減額、こちらは事業ができなかったことによります減額となっているものでございます。

続きまして、8款土木費、第2項の道路橋梁費、2目の道路維持費でございます。こちらにつきましては、道路維持事業ということで、補充、追加ということで300万円の追加となっております。

続きまして、8款土木費、4項の都市計画費、1目都市計画総務費でございますが、都市計画基礎調査の事業費ということで36万円の追加となっております。県の事業費増加に伴う負担の増加というものでございます。

続きまして、3目下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金、こちらが1,024万6,000円減額ということになっております。

続いて、20ページになります。20ページ、10款の教育費でございます。1項の教育総務費、1目教育委員会費でございますが、教育委員会運営ということで18万6,000円の減額、いずれも会議等々負担金、こういったものが、研修未実施のためによります減額というものでございます。

また、2目の事務局費でございますが、12万8,000円の減額、こちらも同じく研修等の未実施のため、関係負担金の減額という内容のものでございます。

4目教育指導費、小中学校ICT環境整備事業35万円の追加でございますが、ICT教育課題への整理、対策のため、支援員への業務委託料の追加という内容のものでございます。

教育費、2項の小学校費でございますが、小学校運営、芸術鑑賞会が今回実施できませんでしたので、52万4,000円の減額。

次のページ、21ページになりますが、4項の社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、社会教育総務事業14万6,000円の減額、生涯学習推進事業12万円の減額、いずれも事業未実施によります減額となっているものでございます。

2目の文化財保護費でございますが、町内の遺跡確認調査事業としまして29万7,000円の追加、調査件数が増加したことによります、委託料が増加したものの内容となっております。

3目の文化振興費でございますが、芸術文化振興事業65万4,000円の減額、事業が行われなかったことによります減額という内容のものでございます。

22ページになります。4目の青少年教育総務費でございます。青少年教育総務事業としまして146万4,000円の減額、やはり事業未実施によります減額。

5目の中央公民館費でございますが、中央公民館管理運営事業、文化協会への補助金、こちらは事業未実施によります減額で17万5,000円。芸術・文化事業としまして1万7,000円の減額、こちらは事業をやはり未実施による減額という内容のものとなっております。

23ページになります。第10款の教育費の第5項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。保健体育総務費一般経費1万円の減額、スポーツ教室事業4万円の減額、スポーツイベントの開催事業10万円の減額、指導者の育成・確保事業8万7,000円の減額、いずれも事業未実施によります減額というものでございます。

2目の保健体育施設費でございますが、社会体育施設管理事業、プールの監視員、こちらが実際に行われなかったということで、54万円の減額となっているものでございます。

次のページ、24ページ、歳出の最後になりますけれども、保健体育施設費ということで、社会体育施設管理事業13万円の減額、こちらはプールが行われなかった等によります関係事業費の減額ということになって

おります。

第12款、最後になります。公債費ということで、第1項公債費、元金、利子ということで、利率の見直しにより返済元金の増加と利子の減額ということで、同額それぞれ出ております。63万2,000円追加、利子のほうが63万2,000円の減額となっているものでございます。

最後になります。25ページの地方債現在高見込みに関する調書ということで、こちらは先ほど最後に説明いたしましたが、地方債の現在高の見込みに関する調書、見込額が変更になりましたので、掲載いたしているものでございます。参考にご確認いただければと思います。

以上、長くご説明申し上げましたが、ご審議の上、採決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上になります。

**○亀井伝吉委員長** ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

**○針ヶ谷稔也委員** 6番、針ヶ谷です。よろしくお願いいたします。

17ページ、第6款農林水産業費の3目の振興費についてなのですが、総額で、担い手育成・就農支援事業が77万8,000円の減額ということですが、内容によっては、はばたけぐんまは667万円の追加という明細になってございます。出入りがあるものですから、一応予算がついているということは、実施計画があったのかなと思うのですが、この追加の理由と減額の理由、詳細について説明いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

**○亀井伝吉委員長** 伊藤産業振興課長。

**○伊藤良昭産業振興課長** それでは、お答えいたします。

全体では77万8,000円の減額でございますけれども、それぞれの補助事業で増減がございます。はばたけぐんまのほうでは667万1,000円の追加ということですが、まず「野菜王国・ぐんま」、こちらは344万9,000円の減額となっております。当初の計画では、申請する予定で予算を計上したところですが、申請者が都合により辞退という形で、こちらは減額となっているものでございます。

その下の施設園芸振興対策支援事業補助金につきましては、「野菜王国・ぐんま」に上乗せで、町が単独で補助するものということで、「野菜王国・ぐんま」がなくなったことによりまして100万円が減額、こちらはセットとなっております。

最後、一番下が強い農業、こちらにつきましては、国庫補助事業といたしまして、申請はいたしたところですが、ポイント不足というような理由で採択になりませんでした。そのため300万円の減額ということですが、こちらの方については、国庫補助事業から県の補助事業、はばたけぐんまのほうに移行してございます。移行分が、強い農業からはばたけぐんまのほうに移行いたしました。プラス、はばたけぐんまのほうで追加要望ということで、後に3件の申請がございまして、そちらのほうで採択されましたことによりまして、結果、はばたけぐんまのほうが増額になったと、そのような状況でございます。

以上です。

**○亀井伝吉委員長** 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。野菜王国、辞退ということなのですが、これがやはりコロナに起因するものなのかどうかという部分がちょっと気になるころではあるのですが、その辺の確認が取れているのかどうか。

あとは、はばたけぐんまで追加3件ということですが、どういった内容の申請になっているのか、答えられる範囲でお答えいただければと思います。

○亀井伝吉委員長 伊藤産業振興課長。

○伊藤良昭産業振興課長 「野菜王国・ぐんま」の辞退につきましては、申請の前に、町のほうとも申請者でよく相談をしまして予算を計上したところなのですが、どうも群馬県の採択の時期とご自身がハウスを建設する時期のタイミングが、どうしても合わないということで、補助金を待たずに、自力でもう建築したいということによる辞退ということになってございます。

はばたけの追加3件の詳細ですけれども、コンバインの購入が2件ございました。そのほか農業機械の導入ということで、麦の施肥と播種機の購入ということで3件が追加となっている状況でございます。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 よろしくお願ひいたします。8ページ、15款の1目民生費国庫負担金、2節障害者福祉費負担金1,000万円増加ということでございますけれども、コロナにもかかわらず増加しているということですが、きちっとしたコロナ対策をしてサービスをしているのが1点。

どんなサービスの利用が増えているのか、また人数はどのくらい増えているのか教えていただけたらと思います。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 お世話になります。ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらは、今おっしゃられましたように1,000万円の追加。こちらが国庫負担金になっていまして、その下を見ていただきますと500万円、障害者自立支援ということで500万円。歳出で見ますと、町分の500万円が加わりまして、今回歳出で2,000万円の追加をさせていただいているところでございます。

事業所につきましては、先ほどご質問にありましたように、万全の対策を実施しながらサービス提供をしているような状況でございます。

特に今回補正に当たりまして増えたサービスなのですが、障害者の中の重度訪問介護、こちらが単価が高いもので、今まで1名の利用だったのが、2名になったということで、結局金額的には年間で250万円以上が増える見込みということで増額してあります。

そのほかに増えたもので言いますと、金額的には施設の入所支援というのも、推計では約260万円ぐらいが増えるというような推計をしております。次に多いのが共同生活援助ということで、グループホーム等、こちらは600万円近い、利用者も増えておりますので、こちらも増やしてあります。

トータルで見ますと、上期の実績に基づきまして、その平均で下期も見まして、今回2,000万円ぐらいが不足するということで補正計上させていただきました。

以上です。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 大変いい方向で頑張ってくれているなと思います。コロナが、オミクロンという株も出て

いますので、本当に対策にはしっかりと気をつけて頑張っていたいただければと思います。ありがとうございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、21ページをお開きいただいて、文化財保護費ということで、先ほど担当のほうから説明が概略あったのですけれども、右のほうが金額は少ないのですけれども、先ほど件数が多くなっているということですが、場所または件数はどのくらいか、その内容を、どんなふうなあれで多くなったというのか、ひとつご説明いただければ。お願いいたします。

○亀井伝吉委員長 多田教育委員会事務局長。

○多田 孝教育委員会事務局長 ただいまのご質問ですが、10款4項2目の文化財保護費、町内遺跡確認調査事業29万7,000円の追加ということなのですが、当初予算では4回分を計上しておりました。既に実施済みが3件ということで、残り1件分しかなくなりました。具体的には、全て太陽光発電施設の調査の事業となっております。ただいま、今現在ですが、3回分予約が入っております。ですから、それにプラス1回をして全体で7回分ということで、今回の補正3回分、1回につきまして9万9,000円ということで、3回分を追加させてもらっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 委託料ということですが、委託ということは、どこかの人がやっているわけなのですが、どういう方が調査に入ってやっていただいているのか、その辺分かれば。何人ぐらいで、どういう方が。プロなのでしょうけれども。

○亀井伝吉委員長 多田教育委員会事務局長。

○多田 孝教育委員会事務局長 調査につきましては、史跡の調査委員さんが町で1名依頼しているのですが、そちらの方をお願いしているところでございます。ただ、こちらは掘削したりということも入っておりますので、具体的には掘削の委託料ということになってございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 今1名というお話ですが、では補助員とか、パートではないけれども、その1名の方が中心になって、どなたかの方々が協力体制でやっているわけですか。1名で一つのこれは、そんなに簡単にはできないと思うのですけれども、その辺は。

○亀井伝吉委員長 多田教育委員会事務局長。

○多田 孝教育委員会事務局長 その資格を持った1名が中心となって、もちろん事務局員も補佐しながら掘削したところの調査をしているというところでございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ですから、何名ぐらいの方が補助員というか、1名の方を中心に何名の方が。教育委員会といっても、職員の方は仕事もあるでしょうから、外部から来ていただいて応援というのか、補助的な役割をしている方が何人ぐらいいらっしゃいますか。

○亀井伝吉委員長 多田教育委員会事務局長。

○多田 孝教育委員会事務局長 この遺跡の調査につきましては、掘削して、その断面を見たりとかとい

うことで、基本的にその専門の方1名と補助員、担当1名ということになってございます。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 19ページになります。道路の維持事業なのですけれども、街路樹管理委託ということで300万円の追加が出ているわけなのですけれども、まず追加の内容をお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 高瀬都市建設課長。

○高瀬利之都市建設課長 お答えいたします。

道路維持事業で、街路樹委託事業ということで300万円の追加補正ということでございますが、これにつきましては緊急的に舗装修繕工事の必要性が生じまして、工事の実施に当たり、工事費のほうは不足していたということで、委託料の一部を流用させていただきまして工事を行ったということで、委託料の不足分を今回補正させていただくということでございます。

舗装の修繕でございますけれども、延長が約460メートルの区間で舗装の沈下が激しく、わだちへの水たまり、また隣接農地から、雨によって土砂等が流出して、ハウス等の耕作者、こういった方の通行に支障を来していたということで、今回緊急で工事を実施させていただいたという内容でございます。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 この10ページには、街路樹管理費委託ということで300万円追加が出ていますよね。そうすると、今の説明だと、街路樹ではなく、道路補修ということの説明であったわけなのですけれども、これについて。

○亀井伝吉委員長 高瀬都市建設課長。

○高瀬利之都市建設課長 ですので、委託料のほうから工事費のほうに流用させていただきましたので、街路樹委託料のほうは不足したということで、そこへの追加の補正という形でございます。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、工事の補修の費用を街路樹のほうから流用したというふうな説明なのですか。

というのは、先般というか過日、高所作業による事故が発生しましたよね。そうすると、町とすると、適正に作業者に対応しているのかということと、しっかりと予算計上し、安いからいいやということではなくて、対応しているのかということが聞きたかったわけなのですけれども、それについてどのように考えているのか。

○亀井伝吉委員長 高瀬都市建設課長。

○高瀬利之都市建設課長 街路樹の管理につきましては、まず高さの問題があると思うのですけれども、本当に高所作業車を使わなければならない剪定につきましては、造園業者のほうに委託を現在行っているところでございまして、シルバーについては、こちらから無理な仕事をお願いしているわけではございませんで、シルバーで可能な仕事については、街路樹の剪定もお願いしていたということでございます。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 高所作業車を使わなければならない作業については、それ専門の業者に委託しているというふうな説明なののですけれども、今回の事故が発生した高さ、非常に高いところから落下したということで事故が発生したわけなのですけれども、そういうふうな目安というか、それについては、どのような対応で

シルバー人材センターのほうに対応しているのか。

また、今後の予算取りの状況にも今度はなってきますよね、3月予算に向けての。それに対してしっかり対応していかななくては、また再度事故が発生すると。あつてはならないようなことであろうかなと思うのですけれども、それについて伺いたいと思います。

○亀井伝吉委員長 高瀬都市建設課長。

○高瀬利之都市建設課長 今回の事故につきましては、新聞の報道なんかでは、3メートルぐらいのところから転落というようなこともありましたけれども、うちのほうからシルバーにお願いしているのは、脚立で使えるぐらいの高さまでは、シルバーもそれは問題ないというようなことで、町のほうからもお願いしていたところでございますけれども、ああいった事故が発生してしまいましたので、今後は、そういった脚立で可能なところであっても、こちらとしては、また考えていかななくてはならないのかなというふうに思っています。

その分造園業者への仕事も、今までシルバーにお願いしていたところは増えていくということで、委託料の増加はあり得るのですけれども、その前に、街路樹の管理を今後どうしていくかということをもう一回検討しなければならないのかなというふうに思っています。

街路樹、苦情がかなり来ているところもありますので、今後ああいった大きくなるケヤキ、これをずっと、今後も高額な管理費用をかけて管理していかななくてはならないということ考えたときに、またほかの手法、例えば植え替えとか、そういったことも考えていかななくてはならないのかなというふうに思っております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 課長の説明からも伺えるわけですが、当然のことかなと思います。どのような安全な作業的な管理をしているのかということも今後の問題にもなってくるし、今シルバーさんに委託したからいいやというのではなくて、やはり責任も、町も、そんなところも含めて、安全管理ということに対応していかなければならないということ。

ですから、シルバー人材センターの人たちというのは、一線の仕事を終えた人たちが多くと。もうちょっと若い人もいるのですけれども。ということは、まず高所的な作業、高所作業、脚立を例えば3メートルの位置まで、高い位置での作業というのは、まずは無理かなという気もするので、その辺のところもしっかりわかまえるというか、対応しながら、今後代表と話し合いしながら、理事長と事務局も含めて、今後も町とすると対応していただきたいと思うのですけれども、また再度このようなことがないようによろしくお願いいたします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 ただいまの延山委員の発言について、我々も今回の事故等を考えたときに、今後の在り方も含め、慎重に、しかも相互の立場もあるということも含め、対応していくのは重要なことだろうというふうに考えておまして、意見交換は担当課長等も含めていたしております。

一応シルバー人材の立場とすると、できるだけ仕事が欲しいということです。できるだけ仕事が欲しい、やれる仕事はどんどん受けたいと。町のほうは、同じ仕事を向こうがやってくれるのであれば、もちろん皆さんの税金を使うのですから、安く上がる方向がいいと。ただし、それについては、安全管理というものは

当然求めているわけでありまして、そういう意味では、今回シルバーがやれるよということであったからお願いしたということと、民間のほかの、いわゆる業者さんは、恐らく相当な価格差が出るということも含め、今回こういう事故が起こるということは予想していたわけではないけれども、脚立の使える範囲の仕事というのは、ある意味では向こう様が労働基準等々も含めて基本的には考える立場ということも含め、責任がこちらにはないということとは言えませんが、いずれにしてもそういった流れの中で起こった事故であるということがまず1点。

今後、もちろん例えば植木屋さんが受けようが何だろうが、事故が起こるのは発注者の責任と言え、それは全くないことはないということはあるのかなとも思いますし、でも受注者側と発注者側については、そういう意味ではしっかりとした歴然としての線は、いわゆるちゃんと労働基準監督署とか、いろんな面で今回ちゃんと、公的、警察ももちろん入っておりますし、そういったことも出るのであろうということ踏まえ、それらを参考にしながら、これからやっていくということになるかと思えます。

特に中央公園通り線というか、この通りですよ。こっちか。ケヤキが非常に多いわけです。しょっちゅう苦情が来ているわけです。ケヤキを大金をかけて植えて、3年に1度、ぶつり、ぶつり、まさに半分にして、その繰り返しなのです。なぜそうしなくてはならないかという苦情が来るわけです。

農業者、付近の隣接する農地の関係、稲刈るのにも、俗に言う稲の中に葉っぱがいっぱい、こんなにも落っこちてしまって、日陰で収量にも影響するから、どうしてくれるのだ。早く詰めろと。

あるいは人家一部、原下の集会以降、板倉市場も含め、あそこからこっちは私が止めたのです、本当のことを言って。本来であれば、当初の前町長の計画では、ずっと中学校からこの役場のところも、全部ケヤキ通りにするわけだった。したいということだったのだ。したいなんてとんでもない話と。結果が予想されるのではないかと。日照権の問題、ごみの問題、いわゆる費用の問題。裕福な町でないのに、そんなぜいたくを言ってどうするのだということも含め、当時議員だった私が大反対をして、板倉市場からこっちは、いわゆる市街化区域的なところも含め、中学校のところまでは止めたということで、長年伸びが悪い、あるいは過繁茂にならないような視覚的ものということで……今の木を植えたのは……名前は……

〔「名前は……ツツジか」と言う人あり〕

○栗原 実町長 違う。ツツジの間っこに植えてあるではない。いずれにしても、そういった配慮を加えた上でやったということです。

現在でも、例えばニュータウンの青木委員さんちのそばの通りもあります。両方が出てくるわけ。例えばあそこは東西になるのかな。片方の通り。両方植えてあるでしょう。南北にここは植えてある。比較的西側から来るわけです。西側のうちから。東側は、最初は新しい。木が植わっていてもそんなに問題ない。けれども、西側の人は、朝日でもう陰になっているとか、いろんな問題で、切れというのは。

ごみがたかるとか、ごみがたまるとか、あるいは害虫が発生するとか、作物の被害があるというようなことも含め、あるいはこの人家つきでは、板倉市場の前後の、南側の数軒ですけれども、ここからは暗くてしようがない、トイレにごみがたまってしまうてどうしようもない、一日も早く片づける。だから、今まででも、単に掃き掃除もしていたわけだ、シルバーへ頼んで。落ち葉も落ちてしようがないと。

そういうことを考えずに、出来上がった美観を見れば、ケヤキ並木はすばらしいものだとかという評価もあるのですけれども、国道354号も、したがって北側には植えることを認めなかったわけ、ケヤキを。この

町は、みんなケヤキを植えるというわけだったのだから、当初計画が。

ということで、後々を長い年月を考えて、館林市においても、北側は1年置きぐらいに剪定しては、北側は農地がほとんどもう使えない状態だから宅地化が進んでいますけれども。

そういうようなことと、例えばニュータウン等においては、あそこは例えば東西に近いのかな、風の吹き方をすると。東西ですから、北側に植わっている人たちは、夏場涼しい。だけれども、暗い。落ち葉がやはりたまるとか。比較的南側に面した、ケヤキを背にしている人は、西風よけになるから切っては困る、片方は。片方は、切ってくれ、落ち葉がどうしようもないとか。

必ずそういう問題があって、やむを得ず大金をかけて、1年に1回この公園通り線だけで300万円ずつかけて、3年間で1,000万円かけているわけ。3年で伸びれば、元へまたぶつり、元へぶつりで、ぶつりの強剪定をやると、恐らく何本か必ず毎年枯れるのです、思った以上にぶつと切るから。

そういう難しい管理をしていて、いつになっても、諸般の事情を考えると、やむを得ず取っている今の事情とか、植木管理を考えると、果たしてこれが、大金をかけ、いつになっても理想的なケヤキ並木はできないわけ。館林市の例えばモスリン新道辺りのケヤキ、市役所の周辺は、群馬県のケヤキ並木10選とか20選の中に入るけれども、そういうものを目指すにしても目指さないにしても全然、今の現状で3年後、伸びれば苦情が来ってしまうわけです。

ということで、私はちょうど、そういう意味ですから、発注するのを非常に苦労しながら発注しているということも含め、何回も、本から切ってしまうと、苦情が出ているところは。低木に植え替えろというような指示を過去何回も議論しているのです。だけれども、植えてしまったものを、担当課長とすれば、このくらいになったものを、でもどんどん、高過ぎるからというので、今回だって多分頼んでいないけれども、事故の原因は、ぶつり切ったこういう状況が先端になっていて、ここからケヤキが吹くわけだ。吹かないところは死んでしまうわけ。1本、1本切って落としてから、ここを、高過ぎるから、シルバーはやる気が、多分この先も受けたいと思っていたのだと思う。

だから、もっとこの切り口を下げろと。我々から見ると、さらに下げろということは、強剪定になって枯れる確率もあるから、ううむと見ながら、実は当日の朝も私も見ながら通った。亡くなった方とも、うちの女房の実家の近所の方だから、私も顔なじみだし、「気をつけてやってくれないよね」などと声をかけながら通ってきたのだけれども。

そういう問題を、ただ美的感覚とかそれだけで、周りの苦情。遠くの方は自然がどうの。だけれども、自然といっても、あれはつくられた自然だから。周りの人から年中苦情が来て、年間苦情だらけです。それを聞かずに、それが政治かということです。

ですから、いつか近いうちに議会に相談し、当事者で、あの近い近所の人たちはえらい迷惑している。だけれども、遠くの方は、あれはすばらしい木だと。だけれども、そのどちらにもくっつかない状況が、今のぶつり、ぶつりの剪定の仕方なのです。

ニュータウンは、いや、もっと伸ばせと言う人と、あれでは困るという人がいるから、途中で詰めているのです、本当の高所作業車で。だから、非常にあちらのほうがまたお金もかかるかもしれないし。

だから、これから、そういう意味で、あまりすすす、すすすと上へ上へと、あるいは広がらない……

「ハナミズキ」と言う人あり

○栗原 実町長 ハナミズキ等で。それは、館林だって、みんな市中、町なかなんか考えていることなので  
す。

だから、そういう意味で、今後も皆様方にも提案して、事故が起こる可能性以前を考える。事故というの  
は、これは例えば責任の分岐点というのは必ず出てきますから、発注者側と受注者側に。だから、これは受  
注者側の責任なのか、発注者側もどれだけあるのか分かりませんが、それはそれとして、別の次元か  
ら考えるときに、今の、しかも財政もこれから厳しくなる中で、果たしてケヤキ、それでもケヤキがずっと  
伸ばし放題伸びてトンネルができて、周りの田んぼの人も近所のご家庭も、よかった、よかったと喜んでい  
るのならいいけれども、喜ばずに、しかもそれをぶつつり、ぶつつり切って、3年に1回は必ず坊主にして、  
「どうしちゃったんだい、町長」と、そういう苦情も来るわけ。

非常にそういう意味では困っていますので、ちょうど今延山委員の質問でしたから実態を。事故の問題と  
はまた別に、どうすべきかということを含めて、そのうち問題提起をしたいというふうに思っていますので。

取りあえずは、基本的には発注する側としても、ほかの、やればやっていただくというようなことで、  
向こうが、厳しいから、これでは無理だよというのなら、当然発注しないのですけれども、シルバーも毎年、  
毎年総会のたびに、今年は8,000万円いった、今年は9,000万円いった、1億円超えた、群馬県で一、二を争  
うシルバー人材センターになったとか、そういったことを言われて、あつたら町は仕事をできるだけ下さい  
ということと言われるときに、向こうで責任者も含めて見に来て、やらせていただきたいということと言え  
ば、発注するというのも一つの流れかなとは思いますが、ただ、こういった事故が起きて、1人の人命が  
失われたということは事実だから、それらを重く受け止めながら、どういうふうな、これから。

いわゆる新しく道路ができて、そこへ植え込みを植えるということについては、今は全くそういう指示で、  
私は高木が伸びのいいものは認めていませんが、植わってしまっているもので苦情が来ていて、多分関係の  
ない人は、出来上がった道路、出来上がった鑑賞的なものも含めれば、切るのなんか反対と絶対言うわけ  
です。けれども、毎日、毎日。本から切らないけれども、本から2メートルぐらい上がったところで、3メ  
ートルぐらいのところ、ぶつ、ぶつ3年に1回切ってしまうのだから、本から切ってしまったほう  
がいいのではないの。違うものを植えたほうがいいという、私は最近そういう傾向で、課長と激しく応酬し  
たりやっていますが、後々の議会でまた考え方を聞きます。ということです。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 16ページの子育て、例の5万円の給付の件なのですけれども、これはまだ国会で正式には  
議決される……

「このまま行っちゃうだんべね、感じが」と言う人あり]

○青木秀夫委員 ではないのではないかと、臨時国会でされるのと違うのですか。

それはそれとして、これは急ぎなので、今回これを予算に上げることになっているのですか。どうな  
のですか、これは。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 お世話になります。

ただいまのご質問ですが、今回補正予算に計上させていただきましたのは、現金給付の5万円分を、こ  
ちらは国のほうも、国会というか、予備費を使うというような内容になっていまして、決定していますので、

年内に支給するよということなので、今回の補正予算に計上させていただいております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうか、予備費で議決されていたから、それを送ってくるわけだから、別に今度臨時国会で議決しなくていいわけだね、もう既にしているわけだ。その予備費を……

「このまま行っちゃうね、多分。いろんな人が」と言う人あり]

○青木秀夫委員 これはもう来たの。来るの、もう。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 まだ来ていませんが、今申請している段階です。町としましては、年内ということですので、12月23日ぐらいに支給したいというふうには考えております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 では、もう一つ、それに関連して。

これは15歳までの人はでしょう。把握しているのでしょうかけれども、16歳から18歳までの人というのは、どういう方がその対象になるか。所得の制限もあるわけでしょうから、そういうものはまだ、今調べている段階なのかもしれないですけども、板倉町だと、そんなに人数もいないから、時間もかからないかもしれないですけども、それはどういう手続されているのですか、今。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 今現在振込で進んでいますのは、やはり青木議員さんが言われたように、15歳までの現在児童手当をもらっている方については、国が言うプッシュ型ということで振り込みます。16歳以上の方につきましては、今後高校生とかは、来年になってしまうのですが、申請が必要になってくるということになっています。申請があったものを、所得を調べまして振り込んでいくということになると思います。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、その16歳から18歳までの人は、ちょっとずれるということになる可能性があるわけですね。可能性ではなく、遅れるわけだ、これからやる。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 年内は無理ということになります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 分かりました。私は勘違いして、予備費から回ってくるから、もうすぐ出るわけだ。議決しているのだね。私は、臨時国会であれをやるのかななどと思っていたのですけれども、分かりました。すみません。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 例えば今青木委員からの関係で、俗に言う5万円支給、これは公明党さんにも影響しているけれども。私ではないけれども、清水市長が10万円を注文してしまって、一括支給。総額をすれば、支給する金額の倍以上も経費がかかってしまう、分割するクーポンによってと。こんなばかなことをやっている国があるかと。子どもだって分かるみたいなことです。でも、結果と。

そういった形が出てきたのが、今の政権政党にすれば、やはり貯金に回られては困ると。間違いなく経済政策だということで、クーポン券にすれば、貯金はできないから、使わなくてはならないから、期限付にな

れば。ということで、このくらいの無駄はやむを得ないのだという苦しい言い訳をしているけれども、一般国民感情からすれば、とても。100円使うのに300円も経費をかけたってしまうというのはみたいなことになりますから、正直言ってまだ今日は、役場は、新聞を見ながらうちを出て、太田市長の判断も新聞で読んで、あれも町独自でどう判断するかというのは十分可能だということも、中身は書いてあるわけですので、どうしようなというような。

我が町だけ無駄を心配して、分割ではなくて一括でやってしまっても、それは構わないのですけれども、我が町でやったところで、全体が同じ方向でやれば、無駄はほとんど消えないわけだから、クーポン方式が。だから、本当はもう少し政治の動きを、国の動きを見ていたいなという感じはするのですけれども、太田なんかは、そんな判断していますよね。ということで、ちょっと余談ですが。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 24ページの公債費のところをちょっと疑問に思ったので、お聞きしたいのですけれども、ここで元金が63万2,000円増額すると。これは償還金です。返済金でしょう。それで、利子が63万2,000円減額する。たまたま63万2,000円というのが、同じ金額が出たのか何だか、これはどういうことなのか、この関係は。偶然この63万2,000円というのが発生したのですか。

○亀井伝吉委員長 峯崎企画財政課長。

○峯崎 浩企画財政課長 ただいまの関係でございまして、10年前に借りた公債費がございまして、そのときの条件が、10年後に利率を見直しするという条件でございました。10年たちました。利率が借りたときよりも下がりました。一定の金額で返還していくというのが基本の返し方になっておりますので、一定の金額を返すために、利率が見直しになって、要は利率が下がるということで、下がった利率分、元金が増えていくということになります。ですので、先ほど説明があった63万2,000円分の元金部分が、この後増えて、その分、利子分が減って返していく。総額は、ただ頭打ちの総額は同じでずっと返していくのですよということになっているというものでございます。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 その説明だと逆だろ。利率が下がって減ったから、返済分が浮いたでしょと。浮いた分を償還するのに……そういうことなの。どっちなの。

○亀井伝吉委員長 峯崎企画財政課長。

○峯崎 浩企画財政課長 元利均等で一定の金額を返済していきますので、利率が減りますと、この利子分が、上乗せになっているやつ分が、これが減ります。そうすると、元利均等なので、この返す額は一定なので、その分、元金部分も増えるのです。

○青木秀夫委員 分かった。そういう理屈ね。

○峯崎 浩企画財政課長 はい。

○青木秀夫委員 利息が減り、元金が一定だから、利息が減ったから、減った分を……

○峯崎 浩企画財政課長 元金の分。

○青木秀夫委員 元金分を返せるわけね。

○峯崎 浩企画財政課長 そうです。

○青木秀夫委員 それのプラ・マイですよ。

○**峯崎 浩**企画財政課長 そうということになります。

○**青木秀夫**委員 金額が一定……。

○**亀井伝吉**委員長 針ヶ谷委員。

○**針ヶ谷稔也**委員 すみません、よろしくお願いします。20ページをお願いします。

教育指導費で、今回補正で、ICTの支援員業務委託料ということで35万円の計上が追加であるわけですが、けれども、これは当初予算で入っていたものの、さらに追加なのか。あるいは入っていなかったと思ったのですけれども、追加する理由です。

ICTの支援業務委託、これは職員以外の人に委託しているのだと想像するのですが、その内容について詳細を少し説明いただければと思います。加えて、これというのは、継続的に来年度もこの支援委託というのが入ってくるのかどうか。今回その期間、初期導入の不足分をするための追加なのかどうかです。その部分についても、来年度も影響するのかどうかの部分も含めてご説明いただければと思います。

○**亀井伝吉**委員長 多田教育委員会事務局長。

○**多田 孝**教育委員会事務局長 ただいまのICT支援員業務委託料に関しましての、35万円の追加に関しましてのご質問ですが、まずこの追加の理由ということでございますが、議会の皆さんのおかげもありまして、タブレット、それから電子黒板、ハード的には整備が整ったわけなのですけれども、今授業等で活用が始まっております。その効果的な活用に向けて、このICT支援員の業務を追加したいということでのものがございます。

具体的には、業者への委託ということを考えております。今まで使ってきて、先生たちが課題として持っているもの、タブレットの使用の仕方、電子黒板の活用の仕方、これらの課題を持ち寄って、その解決をしていこうということで、このICT支援員をお願いしたいというふうに考えております。

具体的には、3校、合わせて10回分ということで考えております。1名ないし2名の業者の方がお見えになって、先生方の授業なども見ながら、今の現状の課題を解決していくといったような支援となってございます。

これは、今後は、ハード的には整ったわけですから、来年度に向けても、その活用を十分にやっていく。先生の間でも、やはりスキルの差がございます。これをきちんと埋めて、子供たちが同じく、ひとしくICT教育が受けられるように、環境を整えていくというのもやっていかなければならないかなというふうに考えておりますので、今回は来年度に向けて、より効果的な活用につなげるために行うもの、そしてこれからもICT活用に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

来年度は、今回はどっちかというとハード的な支援、こんな使い方がありますよ、ソフトウェアの活用はこんなやり方がありますよというような活用を指導願うわけなのですけれども、来年度からは、授業に入っ、具体的に……ソフト的というか、その具体的な活用を支援するような支援員というものを、年間を通して活用していきたいというふうにも考えております。

また、今回のこのようなスポット的な業者の委託という、ハード的な課題はだんだん積み重なっていくと思いますので、その解決を図るためにも、またこのようなスポット的な支援員というのにも必要になってくる場合もあるかもしれませんが、今回は今まで半年ちょっと使ってきましたけれども、その課題の解決に向けてのスポット的な支援員、それから来年度については、年間を通して指導して下さるような支援員

さんをお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ソフト面については、県でも研修、講習等やっけていまして、それに参加されている部分があるのかなと思いますので、今説明あったのは、今学校内に設置している機材の活用について、実際の現場でどういう使い方をしているのかの確認と、もう少しこういう使い方があるよというようなアドバイス等を導入するのだというようなお答えの認識でよろしいのかなと思っております。それですと、やはり一部の慣れた教員よりは専門家、メーカーを含めて専門家の知識を得たほうが、一時的にはいいのかなと思います。

来年度に向けての支援員というのは、これは人材派遣等で考えているのか。あるいは業者を決めて、その業者から派遣されるような感じになるのかというのは、これから具体的に becoming というようなことでよろしいのでしょうか。取りあえず現場の補助という形で、人員を配置する予定ではいるのだという認識でとどめてもよろしいのかどうか、その辺の認識をお願いします。

○亀井伝吉委員長 多田教育委員会事務局長。

○多田 孝教育委員会事務局長 来年の支援員さんにつきましては、授業の内容をよく理解している方ということで、教員の経験者など、かつもちろん I C T に精通している方ということを考えております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 今回の委託料の追加分については、ハード面の確認という部分で、来年度は名称も多少変わって、支援員的な部分で予算に上ってくる可能性があるという認識で今日は終わりにさせていただきたいと思います。これからですので、より研究を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 多田教育委員会事務局長。

○多田 孝教育委員会事務局長 最後に名称の話がありましたけれども、名称としては I C T 支援員という形をお願いする形になろうかと思ひます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 では、質疑を終結いたします。

これより議案第36号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 では、よろしくお願いいたします。議案第37号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ358万7,000円を追加し、予算の総額を1億7,654万3,000円に増額するものでございます。

2ページから5ページにつきましては、先ほど副町長より提案理由で申し上げましたので、省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項1目1節現年度分普通徴収保険料に195万円の増額でございます。保険料の増加見込みによるものでございます。

次に、4款1項2目1節保険基盤安定繰入金につきましては、82万4,000円の減額でございます。繰入額の確定によるものでございます。

次に、5款1項1目1節繰越金に187万2,000円の増額でございます。こちらも前年度決算の確定によるものでございます。

次に、一番下になります。6款4項1目1節雑入に58万9,000円の増額でございます。前年度広域連合への事務費負担金の確定によります精算金でございます。

1枚めくっていただきまして、次、7ページになります。歳出になります。2款1項1目1節負担金、補助金及び交付金に112万6,000円の増額でございます。広域連合への納付金といたしまして、歳入で申しあげました保険料の増額見込みによります195万円を追加いたしまして、保険基盤安定繰入金の確定によります負担金の82万4,000円の減額をいたします。差し引きまして112万6,000円の増額となります。

次に、3款2項1目27節繰出金でございますが、こちらに191万5,000円の追加でございます。令和2年度の決算確定によります精算になります。

次に、4款1項1目予備費に54万6,000円の追加でございます。こちらは予算でございますので、歳入歳出の総額を合わせるための調整でございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、採決となりますようお願い申し上げます。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 質疑を終結いたします。

議案第37号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、引き続きよろしくお願いいたします。議案第38号 令和3年度板倉

町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,839万円を追加いたしまして、予算の総額を20億447万2,000円に増額するものでございます。

なお、2ページから5ページにつきましては、先ほど提案理由でご説明申し上げましたので、省略いたします。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。6款1項1目1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）に814万1,000円の追加でございます。繰入額確定による増額でございます。

また、同項2節保険基盤安定繰入金の保険者支援分でございますが、こちらは140万6,000円の追加でございます。こちらも繰入額の確定による増額になります。

次に、3節職員給与等繰入金に81万円の追加でございます。人件費の補正によります繰入金として15万円を追加いたします。また、一般経費の補正によります事務費繰入金として66万円を追加いたしまして、合わせて81万円を増額いたします。

次に、5節財政安定化支援事業繰入金に24万円の追加でございます。こちらも繰入額の確定によるものでございます。

次に、6節その他一般会計繰入金に37万5,000円の追加でございます。福祉医療のペナルティー分の繰入額の確定によるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。6款2項1目1節国民健康保険基金繰入金から2,764万7,000円の減額でございます。一般会計からの繰入金に関しまして、前年度繰越金増加に伴う繰入金の減額でございます。

次に、7款1項1目1節繰越金、先ほどご説明申し上げましたが、こちらが2,788万4,000円の追加でございます。決算の確定によるものでございます。

次に、8款4項5目1節雑入に718万1,000円の追加でございます。国保連合に概算払いしております診療報酬の精算金でございます。

1ページめくって、8ページをお願いいたします。歳出になります。1款1項1目4節共済費に15万円の追加でございます。国保担当職員の共済組合負担金の増加分でございます。

同じ1目12節委託料に33万円の追加でございます。こちらは、保険証と高齢者受給者証の一体化に向けたシステム改修費の追加でございます。

次に、下段になります。2項1目12節賦課徴収費の委託料に33万円の追加でございます。こちらは、未就学児に対する国保税の均等割減額に伴うシステム改修費の委託でございます。

次に、9ページをお願いいたします。7款1項1目24節積立金に1,039万9,000円の追加でございます。収入増加によります余剰金を基金に積立てるものでございます。

次に、9款1項5目22節償還金、利子及び割引料718万1,000円の追加でございます。こちらにつきましては、概算で受け取っております保険給付費等の交付金の精算による返還金になります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

青木委員。

○青木秀夫委員 課長、7ページの雑入というのと9ページの諸支出金と、718万1,000円で同じ金額なのですけれども、この関わりはどのような関わり合いになっているのですか、これは。

○亀井伝吉委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 予算ですので、歳入歳出は同じような項目になっておりまして、雑入に余剰金を精算として入れております。また、支出のほうにつきましては、前年度納めているものの返還金がございますので、そちらを支出するものでございます。

〔「同じ額だけど」と言う人あり〕

○玉水美由紀健康介護課長 同じ額です。雑入のほうに保険給付費等の普通交付金の余剰金が精算金として入りまして、交付金の返還額の分が入りまして、それを返還するというような形になります。

〔何事か言う人あり〕

○玉水美由紀健康介護課長 では、後日。

〔「後日……分かんない」と言う人あり〕

○玉水美由紀健康介護課長 申し訳ありません。調べて詳しくお話ししたいと思います。申し訳ありません。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 前任ということでお答えをいたします。

こちらの歳入にありますのは、あらかじめ3月分というのが決まっていなくて、概算で国保連に払ってあります。最終的に額が決まったのが、国保連から返ってきた歳入になります。歳出のほうで、その余った金額を群馬県に返す。実質のやり取りは、県と国保連でやってしまいますので、町のほうは本当にここに数字で出てくるだけで、実際は国保連から県のほうに差引き分を返しているというのが実情でございます。

全て係る医療費については、県から交付されますので、その交付されたお金を3月分だけ概算払いで、決まった段階で、国保連から実質雑入で返してもらいまして、それをまた群馬県のほうに同額を返しているというような状況でございます。

〔「分かんない」「また後で納得のいくまで」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 では、質疑を終結いたします。

議案第38号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

担当課長よりの説明をお願いいたします。

川田住民環境課長。

○川田 亨住民環境課長 お世話になります。令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ324万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億722万9,000円とするものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。2ページ、3ページ、4ページを御覧になってください。債務負担行為の補正といたしまして、令和4年度から令和8年度までの板倉町水質浄化センター維持管理業務委託について、2億2,551万1,000円の必要額を計上させていただきました。

続きまして、ページを飛ばさせていただきます、7ページを御覧になってください。歳入の部でございます。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金として1,024万6,000円の減額をさせていただきます。

次の段に行きまして、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金として、前年度繰越金として1,348万6,000円の追加とさせていただきます。

次のページ、8ページを御覧になってください。歳出の部でございます。1款下水道費、1項公共下水道費、1目下水道総務費でございます。この下水道総務費の消費税とありますが、今年度消費税を国税庁に300万円納税いたしました。来年度以降、消費税が発生すると思われまますので、その予定納税分といたしまして、300万円の半額150万円を3月に予定納税したいと考えておりますので、その分を計上させていただきます。

続きまして、4目水質浄化センター費でございます。これにつきましては、アクティブフィルターという電気機器でございますけれども、高周波の電流を低減させて、電気設備の不具合を防ぐ機械でございます。この修理代金として209万円を追加させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○亀井伝吉委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第39号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたしました。

各委員の慎重なるご審査、また執行部の皆様によるご説明、誠にありがとうございました。

---

#### ○閉会の宣告

○亀井伝吉委員長 以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会いたします。

閉 会 （午後 0時21分）